

台帳	徴収簿	

登録番号

入湯税更正(決定)通知書

第 号	(特別徴収義務者) 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) 様
年 月 分	
申告書提出期限	
年 月 日	
申告書提出年月日	
年 月 日	

美唄市長 印

地方税法第701条の9、第701条の12及び第701条の13の規定により、下記のとおり更正(決定)しましたので通知します。

		課税標準	税 率	税 額
更正(決定)による課税標準等	a	円		円
既に納入の確定した入湯税額	b			
この通知書により納入すべき入湯税額	a-b			
更正(決定)による加算金額		c		
更正(決定)による加算金額	過少申告 不申告 重 加算金額	c		
	法第701条の12第3項の規定による減額分	d		
	差引納入額	e		
		c-d		

納 期 限	年 月 日	納 入 場 所
-------	-------	---------

上記の金額のほか、申告納入すべきであった納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、特例基準割合に年1パーセントを加算した割合))の割合で乗じて計算した延滞金を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

不服申立

- この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)決定(以下、「処分」といいます。)の取消の訴えを提起することができます。なお、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合は、裁決を経ないでも処分の取消の訴えを提起することができます。